第５回条例検討会（建物・公共交通／住宅分野検討グループ）議事録【確定】

日　時：平成 25 年 10 月 17 日(木)　19:00～21:00
場　所：新潟市役所本館対策室
出席者：長谷川(美)グループ長、川崎委員、長谷川(イ)委員、伊藤進行役
欠席者：正道委員、保坂委員
関係課：鈴木都市計画課長、清水住環境政策課長補佐、笠巻木総務課長補佐、佐々木土木総務課計画係長、今井都市交通政策課長補佐、小林障がい福祉課介護給付係長

建物・公共交通分野

１．障がいを理由とした差別的取扱い

○　差別事例をなくす対応策（事務局案）

≪未然防止策≫

①　条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る

②　市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う

③　施設・公共交通機関職員に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する

≪事後対応策≫

④　相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う

（１）障がいを理由として建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること

○　委員意見

≪未然防止策≫

・宿泊施設等が、盲導犬を同伴する障がい者の利用を断らないようにするため、既存の法律（身体障害者補助犬法）の周知や研修を行う必要がある。

・行政だけではなく、障がい当事者が障がい者差別をなくす取組み（周知啓発・研修）をすべきではないか。

・障がいや障がい者への理解をより深めるため、障がい者支援に関する取組みを発信し、反響を生かす仕掛づくりを行う必要がある。

≪事後対応策≫

・障がい者への対応が優れた施設を市報等で掲載するなど、企業側にメリットがある仕組みがあると良い。

≪その他≫

・小中学生でも理解できるよう、条例の条文はわかりやすくすると良い。

・条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある。

○　次回への持ち越し事項

・身体障害者補助犬法について

Ｑ１．補助犬法には、罰則規定はあるのか？

Ｑ２．補助犬法には、建物に関する規定はあるか？

Ｑ３．温泉に盲導犬を同伴した場合、どこまで（部屋、脱衣所、大浴場）同伴できるのか？